

○学校法人東海大学監事監査規程

(制定 2007年4月1日)

改訂 2020年4月1日 2025年4月1日

(趣旨)

第1条 学校法人東海大学監事監査規程(以下「この規程」という。)は、学校法人東海大学寄附行為第39条の規定に基づき、監事が行う監査に必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監事監査は、学校法人東海大学(以下「この法人」という。)の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し、もってこの法人の健全な経営に対する社会一般の信頼に応えることを目的とする。

(監事の基本的姿勢)

第3条 監事は、常に公正不偏の立場を保ち、かつ、職務上知り得たこの法人の秘密保持にも十分注意しなければならない。

2 監事は、理事及び学内の関係者等との意思疎通を図り、情報の収集に努め、業務の実態を把握していなければならない。

3 監事は、被監査部署に対して直接指揮命令をしてはならない。

(監査の対象)

第4条 監事監査の対象は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務に関する事
- (2) この法人の財産の状況に関する事
- (3) この法人の理事の業務執行の状況に関する事

2 前項各号を行うにあたり、必要があるときは、次の事項を行う。

- (1) 学校法人の子法人に対して事業の報告を求める
- (2) 学校法人の子法人の業務及び財産の状況の調査

(情報の共有)

第5条 監事は、職務の遂行上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

(他の監査人との連携)

第6条 監事は、会計監査人及び監査室と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的に的確な監査を実施するように努めなければならない。

2 監事は、監査室から定期的に報告を求め、内部監査の結果を活用するよう努めなければならない。

3 監事は、理事長の承認を得て、特定事項に関する調査を監査室に依頼することができる。

(監事会)

第7条 監事は、第4条に定める監査を実施するため、この法人に学校法人東海大学監事会(以下「監事会」という。)を置く。

2 監事会は、すべての監事で組織する。

3 監事会は、その決議によって監事の中から議長を定める。

- 4 監事会は、議長が招集する。
- 5 監事会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 第10条に定める監査計画の承認
 - (2) 第12条に定める監査報告の承認
 - (3) 理事が評議員会に提出する会計監査人の選任議案の決定
 - (4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料の調査
 - (5) その他監事会が必要と認める事項
- 6 前項第1号から第3号までの事項の決議は、監事の過半数をもって行う。
- 7 監事会の運営に関する事務は、監査室が行う。
(監事の職務に関わる事務補助)

第8条 監事の職務に関わる事務補助については、学校法人東海大学監事規程第5条に定める。

(理事会等への出席及び重要書類の閲覧等)

第9条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 監事は、決裁書等重要書類の閲覧及び資料の提供を求めることができる。
(監査計画)

第10条 監事は、重要性・適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定して監査計画を作成し、理事長に報告しなければならない。

- 2 監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。
(監査の方法)

第11条 監査は、書面監査及び実地監査の方法により行う。

- 2 監事は、監査の実施に当たり、理事及び教職員に対して質問をし、事実の説明を受け、必要に応じて資料の提供を求めることができる。
- 3 被監査部署の教職員は、監事監査が円滑に遂行されるように協力しなければならない。
- 4 監事は、監査の実施に当たっては、大学の業務の円滑な遂行及び教育研究の特性に十分配慮しなければならない。
(監査報告書の作成等)

第12条 監事は、監査の結果を踏まえ、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出する。

- 2 前項の監査報告書には、実施した監査の概要を記載し、監査の結果につき意見を表明しなければならない。
- 3 監事は、監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事・評議員協議会を含む。）に報告する。
- 4 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議

員会又は理事・評議員協議会の招集を請求する。

(監査後の措置)

第13条 理事長は、監査報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

(理事長に対する提言・助言等)

第14条 監事は、この法人の健全な経営に資するために、次の場合には、理事長に対して提言・助言を行う。

- (1) この法人に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき
- (2) この法人の業務に違法又は著しく不当な事実を認めたとき
- (3) この法人の経営に関する内部統制について不備を認めたとき

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て行う。

付 則 (2007年4月1日)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

付 則 (2025年4月1日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。